

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年12月まで

私は、18歳で結婚し、20歳になった昭和48年*月頃、夫がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、私又は夫が国民健康保険料と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、遅滞なく銀行で納付してきたのに、未納となっているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、35年以上にわたり国民年金保険料を未納無く納付しており、申立人の夫についても、20歳以降60歳到達までの保険料を全て納付していることが確認でき、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までについて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月にB市で払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年11月17日頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該期間については現年度納付が可能である。

さらに、B市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間直後の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年2月4日に夫婦同一日に納付書納付して以降、おおむね夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できるところ、申立人の夫は、50年4月から同年12月までの保険料について、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される日の翌日の同年11月18日に同市の窓口で一括して納付していることから、申立人に係る当該期間の保険料についても一緒に納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和48年3月から50年3月までについて、申立人は、その夫が48年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦共に国民年金保険料を毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、上記加入手続の状況に加え、申立人が所持する年金手帳において、加入手続時の住所はB市であることが確認できることから、昭和48年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点において、当該期間のうち昭和48年9月以前は特例納付、同年10月から50年3月までは過年度納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を特例納付及び過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月、同年2月及び6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月及び同年2月
② 平成6年4月

私が20歳になった頃、両親が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。当時、私は学生だったため収入が無く、国民年金保険料についても両親が金融機関で納付してくれていた。保険料が未納だった場合は、催促の納付書が届いていたので、未納が無いように納めていたと父からは聞いている。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ2か月及び1か月と短期間であるとともに、申立人が20歳となった平成3年*月から国民年金保険料を納付し、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間に保険料の未納は無く、申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の加入期間において、9回にわたり過年度納付を行っていることが確認でき、国民年金保険料の未納の解消に努めていることがうかがえることから、納付意識の高い申立人の両親が、申立期間①及び②の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年10月は22万円、同年12月及び57年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年9月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から57年10月1日まで
私が、A社（当時は、B事業所）に勤務した昭和56年10月から57年9月までの標準報酬月額記録と、給与明細書の厚生年金保険料控除額による標準報酬月額に相違がある。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和56年10月は22万円、同年12月及び57年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年9月は26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「A社は既に廃業しており、当時の資料の保管は無いので確認

できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和56年11月、57年1月、同年2月及び同年8月については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は申立期間については、A社において勤務した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び申立人の所持する給与支払明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年2月の社会保険事務所(当時)の記録並びに申立人の所持する給与支払明細書により確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明であるとしているが、A社が保管する、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和56年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年同月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から同年10月1日まで

平成13年8月1日から同年10月1日までの期間について、給与から報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準報酬月額の記録が26万円となっているので、当該標準報酬月額の記録を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額から、申立期間のうち平成13年8月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる総支給額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務

所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年9月については、給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで
平成元年*月頃、母が20歳になった私と双子の兄の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年*月頃、申立人の母親が申立人及びその兄に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して、平成元年*月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県内で申立人の氏名を検索したが、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人と同時期に加入したとする申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月に払い出されており、同年4月から国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から59年3月まで

私は、会社を退職後は国民年金に加入していなかったが、結婚後の昭和59年頃、夫に勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で、納付できる期間の保険料をまとめて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市役所で、まとめて納付したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金手帳払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年2月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入時点において、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することができず、58年1月から59年3月までについては過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、A市の国民年金台帳（納付記録詳細）の記録とも一致する。

なお、特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人は、上記加入手続時点において、市役所で納付が可能な現年度保険料として昭和59年4月まで遡って納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から47年3月まで
年金記録を見ると、申立期間が未納となっているが、私は、母から「20歳になったら国民年金保険料は払うよ。」と聞いており、その母が私の妻の保険料を納付して、一人息子の保険料を納付しないとは考えられないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月にA市で払い出されていることが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和45年4月から47年3月までは過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、いつの時期か記憶していないが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付している。申立期間は、口座振替か、市役所での納付か記憶していないが、忘れずに納付しているので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記憶は定かでないが、申立期間の国民年金保険料は忘れずに納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、A市において、国民年金手帳記号番号（ただし、誤払出しにより、重複取消し済み。）が昭和52年4月に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の再加入手続が行われたものと推認され、当該月において、申立期間は現年度納付が可能であるものの、同市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の納付記録は確認できず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の未納という記録とも一致する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年8月までの期間及び同年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年8月まで
② 昭和46年9月から51年3月まで

私は、昭和46年3月頃、集金人がA市のアパートに来て、国民年金の加入を勧められたので加入手続を行い、夫と二人分の国民年金保険料を納付した。49年9月に同市内で転居後も納付しており、夫は納付済みなのに、私だけ未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間について、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月頃に払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年9月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合せず、当該加入時点で、申立期間①及び②のうち一部は既に時効により保険料を納付することができず、49年7月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

また、昭和50年度以前の申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表は作成されていないことから、同市では、それまで申立人を国民年金被保険者として管理しておらず、51年度と同収滞納一覧表の異動理由には、新規強制加入による資格取得を示す「11」と記録されていることから、申立人は、同年度に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、上記加入手続の状況と符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月頃から41年3月頃まで
② 昭和41年4月初旬から同年8月頃まで

私は、昭和40年10月頃から41年3月頃まではA社（現在は、B社）で勤務し、また、同年4月初旬から同年8月頃まではC社（現在は、D社）で勤務していたが、国の年金記録では、上記期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和40年3月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①は、同社が適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、「A社は既に閉鎖しており、当時の関係資料が保存されていないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、A社で申立期間①に雇用保険の記録を有し所在の判明した元従業員8人に文書照会し、3人から回答があったが、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、C社における元同僚の氏名を記憶していない上、申立期間②に同社において厚生年金保険の被保険者記録を有する元従業員からも、申立人が同社に在籍していたことを確認することができない。

また、D社は、「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明で

ある。」と回答している。

さらに、C社に係る健康保険記号番号順索引簿には、申立期間②に申立人の氏名の記載は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4524 (事案 110 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月 13 日から 20 年 4 月 1 日まで
亡夫は、申立期間にA社で働いた。同僚には、B社で一緒だった人もいた。
調査の上、記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社に勤務していたことは、申立ての内容から推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無いこと、ii) 申立人がB社を昭和 19 年 12 月 13 日に解雇された後に勤務したとするA社に係る厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。)を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかったこと、iii) 申立人は、元同僚の氏名を明確に記憶しておらず、元同僚の証言を得ることができないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 7 月 28 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「A社では、B社と一緒に勤務していた同僚もいた。」と主張しており、同社に係る被保険者名簿により同姓同名の者を把握し、申立人のA社での勤務実態について照会したところ、当該元同僚は、「申立人に記憶がある。申立人は、B社とA社に勤務していた。しかし、A社において、申立人の勤務期間や保険料控除がどうなっていたかは分からない。」と証言している上、当該元同僚のB社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、A社に係る同記録は見当たらず、申立てに係る事実を確認することができ

ない。

また、A社に係る被保険者名簿により、申立期間に在籍し、所在が確認できた二人に、申立人の勤務実態等について照会したところ、当該二人から回答があったものの、申立人が同社に勤務していたことの証言は得られない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、B社に係る被保険者記録は確認できるものの、A社に係る記録は確認できない。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 48 年 9 月 1 日から 50 年 6 月 4 日まで

私は、昭和 51 年頃に社会保険事務所（当時）に出向き、申立期間①に勤務したA社B支店及び申立期間②に勤務したC社のうち、いずれか1社に係る脱退手当金の請求を行い、同手当金を受給した。

しかし、国の年金記録では、上記2社に係る脱退手当金が一緒に支給されたことになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店又はC社のいずれか1社に係る脱退手当金のみ受給した。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、上記2社に係る厚生年金保険被保険者期間を基礎として支給され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立人が所持する同保険被保険者証には同手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立人が同手当金の手続を行ったとする昭和 51 年に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時、脱退手当金の支給処理は、支給対象とする最終事業所を管轄する社会保険事務所が行っていたところ、i) 申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、「脱」の表示と併せて表記されている同事務所名は、C社を管轄する同事務所であること、ii) 申立人は、同社における同保険被保険者期間のみでは、同手当金の支給要件を満たしていないこと、iii) 同社とA社B支店は、同一の同保険被保険者台帳記号番号で管理されていたことから判断すると、申立期間に係る脱退手当金は、上記2社を併せて請求されたと認められる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4526 (事案 3093 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
前回の申立ては訂正不要とされたが、私は、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されていること、ii) 同被保険者原票によると、申立人とほぼ同時期に勤務し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 7 月 1 日の前後 4 年以内に同資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有していた女性の被保険者 18 人 (申立人を除く。) のうち、9 人に脱退手当金の支給記録があり、当該 9 人全員について、同資格の喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、当該 9 人のうちの 1 人が、「会社が、脱退手当金の請求手続を行ったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年 3 月 28 日付けで通知が行われている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金記録には脱退手当金が支給されたことになっ

ているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案であるが、本事案では、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

今回、申立人は、「前回の申立ては訂正不要とされたが、私は、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無い。」と主張して再度申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 48 年 7 月 1 日付けで正社員入社し、50 年 8 月 27 日まで勤務したが、48 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 1 日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に昭和 48 年 7 月 1 日付けで正社員入社し、50 年 8 月 27 日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間において、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 9 人に申立人の勤務実態について照会し、4 人から回答があり、そのうち 3 人は、「申立人に記憶はあるが、入社時期は分からない。」、「申立人のことは全く覚えていない。同職であれば記憶に残るはずであるが、覚えていないのは、申立人の勤務期間が短かったためだと思う。」旨、それぞれ証言しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、「私がA事業所に入社した時に既に勤務していた元同僚を記憶している。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の資格取得日と同日（昭和 50 年 7 月 1 日）であることが確認できる上、申立人の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録の資格取得日は、同年 6 月 1 日であることが確認できるところ、上記回答があった元同僚のうちの一人は、「私はA事業所に入社後 2 か月の試用期間を経て厚生年金保険に加入した。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B厚生年金基金によると、申立人のA事業所に係る取得日は、昭和

50年7月1日となっており、オンライン記録と一致することが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の同事業所に係る同記号番号の資格取得日も同日と記録されており、不自然な点も見当たらない。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 26 日から 44 年 12 月 31 日まで
② 昭和 44 年 1 月 1 日から 45 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 12 月 31 日まで
④ 昭和 58 年 1 月 21 日から 59 年 12 月 31 日まで

申立期間①から④までについて、勤務していたことに間違いはない。調査の上、年金記録の訂正を願う。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社(B事業所)には、C職として昭和44年頃まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は、申立人が昭和41年8月26日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所(当時)に届け出ていることが確認できる上、同社は、「当該届のほか、申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた34人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元従業員は、「申立人に記憶はあるが、退職時期や勤務期間については不明である。」、「申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入について、不明である。」、「申立人に記憶は無い。」旨、それぞれ証言しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたこと

を裏付ける証言や証拠を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社（B事業所）を退職した後に、当該事業所の斜め前にあったD市のE店でC職として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により同一名称の事業所を把握するものの、住所地の違い等から申立事業所であると確認することができない。

一方、申立人の主張及びA社の複数の元従業員の証言により、「F社」を把握したところ、オンライン記録によると、当該事業所の所在地は申立人の記憶と一致している。

また、F社に係る被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた35人に申立人の勤務実態について照会したところ、元従業員一人は、「申立人に記憶がある。F社の前にB事業所で勤務していたことも覚えている。」と証言している。

しかしながら、当該元従業員は、「申立人の勤務期間については不明である。当時の店は、社員の出入りが激しく、そのため入社後すぐには年金に加入していなかった。申立人も、そのことが影響しているのだと思う。」と証言している上、ほか複数の元従業員は、「申立人に記憶は無い。繁忙期には厚生年金保険に加入しないアルバイト社員もいた。」旨、それぞれ証言しており、申立期間②において申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

また、F社は、平成16年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同社に係る商業登記簿謄本により確認できた事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について照会したものの、当該事業主は、「F社は既に廃業している。当時の代表者は死亡しており、当時の資料の保管も無く、不明である。」と回答している。

さらに、F社に係る被保険者名簿によると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「G市にあったH事業所という店でC職として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、「H事業所（G市）」が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

一方、オンライン記録により、「I事業所（J市）」を把握したものの、当該事業所は、昭和60年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成14年6月1日に同保険の適用事業所でなくなっており、申立期間において同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、I事業所は、「当時の資料の保管は無く、申立人についても不明である。厚生年金保険については、先代がK組合（現在は、L組合）に加入し

ていた期間（昭和 60 年から）に同保険に加入していたが、それより前の状況について、先代は死亡しており不明である。なお現在は、同組合を退会しており、厚生年金保険に加入せず国民年金に加入している。」と回答しており、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

さらに、L 組合は、「当時の資料の保管は無い。現在、I 事業所は当組合を退会しており詳細は不明である。」と回答している。

4 申立期間④について、申立人は、「M 市にあった N 店で C 職として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、「N 店（M 市）」が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない上、当該事業所の状況についても実態を確認することはできない。

また、申立人は既に死亡しており、申立期間④における元事業主及び元同僚の氏名等について聞き取りを行うことができない。

さらに、類似する名称の店舗を把握したものの、当該店は、「当店は、本店が 23 年前に、支店が 4 年前にできた店である。申立期間に店は存在せず、申立ての住所地には出店していない。」と回答している。

5 このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月21日から同年6月1日まで
② 昭和40年11月20日から41年5月21日まで

私は、昭和29年1月21日から同年5月31日まで、A社で勤務したが、この期間の厚生年金保険の記録が無い（申立期間①）。

また、昭和39年8月21日から61年12月27日まで、B社で継続して勤務していたにもかかわらず、40年11月20日から41年5月21日までの厚生年金保険の記録が欠落している（申立期間②）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録を有する元従業員17人に文書照会したところ、回答のあった6人のうち3人は、被保険者資格取得日が入社したと記憶する日より3か月から16か月遅れていることが確認できる（残り3人のうち、二人は入社日不明、一人は入社日と加入日が一致とそれぞれ回答）。

また、上記6人のうちの一人は、「申立期間当時、A社では、希望者のみが厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、同社の被保険者名簿によると、申立人が同時期に入社したと記憶する元同僚は、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A社に係る被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は確認できない上、健康保険整理番号に欠落は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びB社における複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間②に同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和40年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、41年5月21日に再度、適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②は同社が適用事業所ではない期間である。

また、B社の元同僚の一人は、「申立期間当時、当社は経営不振で社会保険の適用を止めたため、給与から厚生年金保険の保険料が控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4530 (事案 239 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 33 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日まで A 社 (現在は、B 社) で日雇現業員として勤務した期間の年金記録が空白である。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社が保管する社会保険被保険者名簿において、昭和 33 年 5 月 1 日を資格取得日としている元従業員 14 人全て (申立人を含む。) について、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) によると、同年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) 複数の元従業員は、「新規に採用する場合、最初から常用雇用ではなく、臨時工、現業員というように雇用形態が変わっていき、臨時工の最初の 3 か月くらいの期間は試用期間があり、その期間は社会保険に加入していない。」「入社してから厚生年金保険の資格を取得したのは 5 から 6 か月経過後であった。」旨、それぞれ証言していることから、入社日が厚生年金保険の資格取得日とされたものではないなどとして、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 11 月 19 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、B 社が平成 23 年 5 月 23 日付けで発行した厚生年金保険被保険者証明書を資料として提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、B 社は、当該証明書について、「再調査した結果、当社が保管する厚生年金台帳 (前回調査においては社会保険被保険者名簿としている。) において昭和 33 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得したとの記録のある社員を調べたところ、C 健康保険組合における健康保険被保険者資格の取得日は同年 7 月 1 日であった。同社には厚生年金台帳のほかに社会保険台帳が保管されて

おり、申立人の氏名は確認できないものの、厚生年金台帳に申立人と同様に同年5月1日を資格取得日とする35人が、当該社会保険台帳において同年7月1日を資格取得日とする記載が確認できた。申立人についても、同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した可能性が高く、同年5月1日に同資格を取得したとする同社の厚生年金台帳における記録は誤りであると思われる。また、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無並びに保険料の納付については、資料が無く不明である。」と回答している。

また、A社に係る被保険者名簿により、同社において昭和33年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員46人に申立人の勤務実態について照会し、26人から回答を得たものの、申立人を記憶する者は無く、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、上記回答を得た元従業員26人のうち11人は、「入社当時は現業員だった。」と回答しているところ、当該11人について、入社日と厚生年金保険の資格取得日に2か月から10か月の相違が確認できる上、B社が保管する厚生年金台帳において昭和33年5月1日に被保険者資格を取得しているが、オンライン記録によると、同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員一人は、「昭和32年9月に現業員として入社した。現業員は、15日単位で月2回給与が支給され日雇扱いだった。日給月給で交通費も自前であった。厚生年金保険料は引かれていなかったので私の年金記録に間違いはない。正社員になると定期券も支給され、社会保険に加入となった。」と証言している。

加えて、申立人が記憶する二人の元同僚及び元上司は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言や証拠を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から平成 12 年 8 月 19 日まで
A社に勤務していた昭和 58 年 10 月 1 日から平成 12 年 8 月 19 日までの標準報酬月額は、市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書に記載されている給与の収入金額と大きく異なっているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、A社から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれを下回る金額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 7 日から 62 年 4 月 21 日まで

私は申立期間においてA社で正社員として勤務しており、当然に保険料は控除されていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において、申立人が記憶する元同僚5人の被保険者記録を確認することができること等から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記元同僚5人のうち、所在が確認できた4人に照会したものの、回答が得られず、申立てに係る事情について確認することができない上、A社に係る被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる23人（上記4人を含む。）に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、7人から回答があったものの、申立人の勤務期間が特定できる証言は得られず、申立人が厚生年金保険に加入していたことを確認できる証言も得られない。

また、A社は、「申立期間における出勤簿、賃金台帳等の労務管理資料については、法定の保存期間を超過しているため、保管しておらず、委託社会保険労務士事務所にも記録は残っていない。また、創業以来の事務担当者及び申立期間当時から勤務している社員3人も申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事情について不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記回答のあった7人のうち2人は、「仕事がきつく、すぐに辞めてしまった若者が大勢いたため、記憶が無いということは、申立人はそのうち

の一人であったのかもしれない。」旨を証言しているところ、A社は、「当時、正社員登用前にアルバイトとして数か月勤務させていた期間は、社会保険の加入手続を行っていなかった。」と回答している。

加えて、A社は、「社会保険と雇用保険の被保険者記録は一致させていた。」としているところ、申立期間において、申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、同社が加入しているB健康保険組合及びC厚生年金基金にも申立人の加入員記録は確認できない上、同社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。